

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年1月21日)

〔件 名〕

- 1 気候非常事態宣言について
(脱炭素社会推進課)・・・2
- 2 鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約の締結について
(緑豊かな自然課)・・・3
- 3 第13次鳥獣保護管理事業計画(案)等に係るパブリックコメントの実施について
(緑豊かな自然課)・・・5
- 4 鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリストの改訂について
(緑豊かな自然課)・・・11
- 5 オミクロン株の急拡大に係る飲食店・イベントの感染防止対策の徹底について
(くらしの安心推進課)・・・13
- 6 通学路の安全確保対策に係る意見収集結果について
(くらしの安心推進課)・・・14
- 7 消費生活相談体制(令和4年度～)の見直しについて
(消費生活センター)・・・15
- 8 鳥取県持続可能な住生活環境基本計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について
(住まいまちづくり課)・・・17
- 9 大阪市北区で発生した火災を受けた緊急点検の実施状況について
(住まいまちづくり課)・・・19
- 10 鳥取県福祉のまちづくり条例の改正に係るパブリックコメントの実施結果について
(住まいまちづくり課)・・・20

生活環境部

気候非常事態宣言について

令和4年1月21日
脱炭素社会推進課

昨年7月の豪雨をはじめ、鳥取県でも地球温暖化が原因と考えられる異常気象が頻発しており、世界の自治体と一致団結して気候変動を食い止め、持続可能な未来を作っていくため、1月13日に「鳥取県気候非常事態」を宣言したので報告する。

これを機に、脱炭素社会実現のための取組を、県民とともに加速させていくこととする。

1 宣言文

地球温暖化による異常気象は、わが国はもとより世界を一変させ、鳥取県もその気候変動により非常事態に至っている。

例えば、鳥取県でも、令和2年12月には、強い冬型の気圧配置において日本海寒帯気団収束帯が発生し、山地を中心に湿った重たい雪が降り続いたため、多くの倒木が発生し交通にも支障を生じた。また、令和3年7月には、島根県沖から雨雲が急速に発達し同じ場所で次々と積乱雲が生じるバックビルディング現象が起こり、各地で過去最大雨量をもたらし、小河川からの越水などの被害を生じた。こうした頻発する異常気象の要因は、地球温暖化に伴い日本海全体の海水温が上昇し、かつてないような水蒸気を蓄えた雨雲・雪雲が発達したことにあると考えられる。これらにとどまらず、人類の活動が引き起こした気候変動の影響によって、鳥取県で土砂崩れ、大規模浸水、ため池決壊、農作物被害をはじめ、経済・社会活動やインフラに甚大な被害と大きな損失をもたらすに至っており、根本原因である深刻な気候変動に歯止めをかけることが急務だ。

このため、環境推進活動を展開し、再生可能エネルギーの活用、環境に優しく賢く住まうライフスタイルなどを精力的に推進し、2050年カーボンニュートラル実現を目指すべく、県民、事業者、行政など鳥取県の総力を挙げて行動を起こさなければならない。

よって、鳥取県は、気候変動が深刻な状況に立ち至っている認識を世界と共有し、このまま漫然と破局へ向かう選択ではなく、地球と人間が共存する持続可能な未来こそを選択するという決意を明らかにし、ここに「気候非常事態」を宣言する。

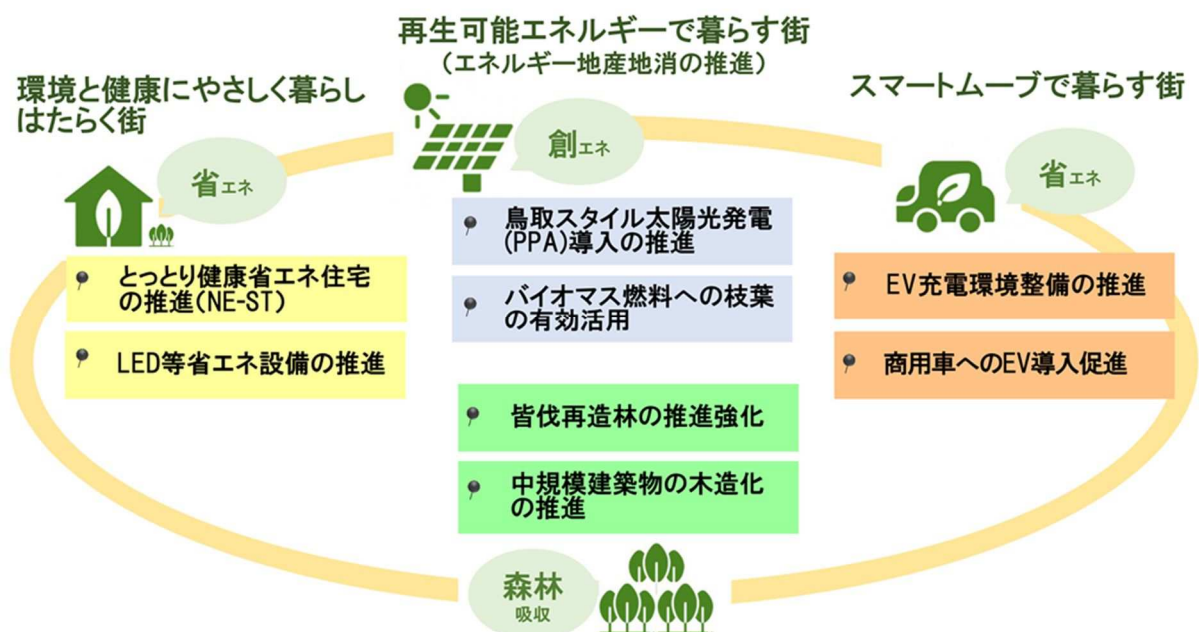
2 宣言実施自治体の状況 (出典：イーズ未来共創フォーラム HP)

117 (令和4年1月13日現在)

【内訳】6都県(長野県、神奈川県、東京都、岩手県、沖縄県、鳥取県)、87市区町村、22議会2団体(木曾広域連合と連合議会)

3 脱炭素社会実現のための取組

地球環境と健康を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換を図る。



鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約の締結について

令和4年1月21日
観光戦略課
緑豊かな自然課
子育て王国課

令和3年12月23日に、鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約を締結し、その後、連携協約第2条に基づく県市連携協議会を開催しましたので、報告します。

1 連携協約の締結

県と鳥取市が連携して、鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化に向けて一体的かつ継続的に事業を実施するための基本的な方針及び役割分担を定めた地方自治法第252条の2第1項の規定に基づく連携協約を締結しました。

- (1) 日時 令和3年12月23日(木) 午前11時～
- (2) 場所 とりぎん文化会館 1階 展示室 (鳥取市尚徳町101-5)
- (3) 締結者 鳥取県 平井知事、鳥取市 深澤市長
- (4) 連携する内容
 - ・鳥取砂丘の観光振興の推進
 - ・鳥取砂丘の保全と利活用
 - ・鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化の推進
 - ・鳥取砂丘の交通環境の整備
 - ・情報共有の推進
- (5) 連携協約の発効 令和4年1月1日

2 第1回鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における県市連携協議会

鳥取県と鳥取市は、連携協約締結後初めてとなる県市連携協議会をオンラインで開催し、砂丘西側3施設の民間事業公募概要について合意、また、鳥取砂丘に係る令和4年度事業の検討状況について共有しました。

- (1) 日時 令和4年1月14日(金) 午前11時～
- (2) 場所 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室(鳥取市東町1丁目220番地)
鳥取市役所本庁舎2階 多目的室1(鳥取市幸町71番地)
- (3) 出席者
鳥取県：副知事、交流人口拡大本部長、生活環境部長、子育て・人財局長、ほか関係部局長 等
鳥取市：副市長、経済観光部長、ほか関係部局長 等
- (4) 調整・意見交換内容
 - ①砂丘西側3施設(サイクリングターミナル、柳茶屋キャンプ場、こどもの国キャンプ場)の民間事業公募概要について
〈募集要項の骨子(案)〉
 - ア 対象施設(3施設)を一体的に利活用・管理して民間事業として行うキャンプやグランピングを中心としたサービス(以下「事業」という)について、公募型プロポーザル方式で事業提案を募集し、事業者を選定する。
 - イ 事業の内容はキャンプ(グランピング等含む)を中心とするサービスとし、選定された提案内容を事業者が実施する。提案内容は自由であるが、低廉な価格のサービスを含む提案を期待する。また、国立公園内の施設としてふさわしく、鳥取砂丘の滞在環境の上質化に寄与する提案を期待する。
 - ウ 事業実施にあたっては、県、市、事業者の3者による協定を締結したうえで、3施設とも公の施設の廃止手続きを行い、事業者に貸付けて実施する(こどもの国キャンプ場は、こどもの国本体とは切り離し、キャンプ場部分のみ公の施設の廃止・貸付けを行う)。
 - エ 事業者は、その責任において施設を管理し、事業実施にかかる費用を負担する。
 - オ 施設の貸付料は無償とするが、事業提案に基づく納付金について3者合意のうえ収納する。
 - カ 開業時期は原則として令和5年4月1日とする。
 - キ 事業期間は10年間とし、事業者がさらに10年の事業継続を望む場合は契約の更新を行う(最大20年とする)。

- ク 施設の名称は、事業者からの提案をもとに県市で協議の上決定する。
- ケ こどもの国本体とキャンプ場の境界整備については、事業者決定後に県での実施を予定している。
(市道からこどもの国キャンプ場への進入路(管理道)の整備(拡幅含む)、柳茶屋キャンプ場内を通り西側ビジターセンターへ接続する遊歩道の整備は、市が実施予定)

〈審査方法等〉

- ア 有識者(観光団体、経済団体、鳥取砂丘未来会議)及び関係行政(環境省、県、市)の職員で審査委員会を構成する。
- イ 1次審査(書面審査)及び2次審査(プレゼンテーション)の2回で審査を行う。
- ウ 評価項目には、「施設の企画コンセプトに関すること」、「事業の計画性・実現性に関すること」、「地域経済の活性化に関すること」、「現在の利用者の今後の利用への配慮等に関すること」等を盛り込む。

〈スケジュール(予定)〉

- 令和4年2月22日：募集開始
- 3月4日：現場説明会
- 4月中旬：提案審査、優先交渉権者の決定
- 6月：財産の無償貸付に係る議案等を県市の議会へ附議
- 7月：県市及び事業者で基本協定を締結
- 8月末：現施設の利用を停止
- 9月：事業者への引渡し、行政及び事業者で関係整備に着工
- 令和5年4月：新施設オープン

②令和4年度取組の検討状況

砂丘の観光振興、活性化及び保全に向け、令和4年度に県・市それぞれで検討している取組について共有を図った。

〈令和4年度に検討している主な取組〉

(県)

- 鳥取砂丘魅力向上事業(ウィンター・イルミネーションへの補助金、民間事業者等が行うイベントプログラム実施に係る補助金等)
- こどもの国50周年に向けた整備事業(遊具の新設等の整備や、新たな「キャンプ場」としてのリニューアルオープンに向け、こどもの国とこどもの国キャンプ場の境界整備等)
- 鳥取砂丘西側地区受入環境整備事業(鳥取砂丘フィールドハウス(仮称)整備等) ほか

(市)

- 鳥取砂丘西側整備事業(3施設の一体的な管理運営と民間活力導入に向けた管理道の測量設計等)
- 山陰海岸ジオパーク事業(多鯰ヶ池周辺への観光誘客を図るための東屋や木道整備への支援)
- 砂の美術館管理運営 ほか

第13次鳥獣保護管理事業計画（案）等に係るパブリックコメントの実施について

令和4年1月21日
緑豊かな自然課

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく「鳥獣保護管理事業計画」及び同計画に基づき策定している「鳥取県第二種特定鳥獣管理計画」について、次期計画を策定するに当たり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを開始したので、その概要を報告する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 令和4年1月12日（水）から2月1日（火）まで（21日間）
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民参画協働課、総合事務所意見箱等

2 各計画の共通事項

- (1) 次期計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 対象区域 県内全域

3 第13次鳥獣保護管理事業計画（案）の概要

国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、本県における鳥獣の保護及び管理の方向性や鳥獣行政施策の実施に関する事項を定める。

(1) 計画の主な項目

- ・鳥獣の保護管理の考え方、鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可基準
- ・鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域など狩猟の実施を制限する区域指定
- ・特定計画の作成に関する方針
- ・鳥獣の生息状況の調査、被害発生状況調査の実施
- ・傷病鳥獣救護の基本的対応方針など

(2) 現計画からの主な変更点

- ・野生鳥獣に由来する感染症対策の追加
豚熱（CSF）等野生鳥獣由来の感染症に係る情報収集、野生鳥獣における感染確認検査等の実施、豚熱（CSF）等のウイルスを拡散させないための防疫措置の実施及び関係者への普及啓発等について追記した。

4 鳥取県第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要

(1) 鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（案）

イノシシは、農林業生産活動に大きな影響を与えており、農林作物被害の軽減、生息数を削減する等、人との軋れきを軽減し共存することを目的として、科学的な調査・知見に基づく計画的な管理を行う。

① 個体数管理の目標

年間捕獲目標 14,000 頭以上（現計画 6,000 頭以上）

② 個体数管理の方法

ア 各種狩猟規制の緩和〔継続〕

- ・狩猟期間の1ヶ月延長（11月15日～2月15日⇒11月1日～2月末）
- ・猟法の禁止の解除（くくりわなの輪の直径12cm以下の制限の解除）

イ 狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保〔継続〕

- ・狩猟免許取得に必要な知識・技能を習得するための講習会の実施（講習会、試験は休日開催）
- ・新規狩猟者参入促進補助金による狩猟参入の支援、ハンター養成スクールの開校等

ウ 個体数管理の推進〔継続〕

- ・捕獲奨励金の交付等による捕獲の推進

③ その他

野生イノシシ捕獲行為等に伴う豚熱（CSF）ウイルスの拡散防止のための周知促進〔追加〕

(2) 鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（案）

ニホンジカは、農林業生産活動や生態系等に大きな影響を与えており、県下全域に被害が拡大していることから、生息数を削減する等、人との軋れきを軽減し共存することを目的として、科学的な調査・知見に基づく計画的な管理を行う。

① 個体数管理の目標

年間捕獲目標 14,000 頭以上（東部 12,500 頭、中西部 1,500 頭）（現計画 9,000 頭以上）

② 個体数管理の方法

ア 個体数管理の推進〔継続〕

- ・ 捕獲奨励金の交付等による捕獲の推進
- ・ 広域連携によるシカ捕獲強化月間の設定、国交付金を活用した「指定管理鳥獣捕獲等事業」による県境奥山の捕獲強化

イ 「各種狩猟規制の緩和」「狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保」は、鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（案）に同じ。〔継続〕

(3) 鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画（案）（現保護計画から変更）

絶滅のおそれのない個体数水準までツキノワグマの生息数が回復したため、今後は個体数水準の維持と農林業被害、人身事故等の人との軋れきを軽減し、共存を図ることを目的として、管理を行う。なお、ツキノワグマは、県境を跨ぎ広域的に移動、分布することから、兵庫県、岡山県、京都府、鳥取県を構成員とする「近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会」（平成 30 年 10 月設立）が実施する個体数推定を参考に、広域的な管理を実施する。

① ゾーニング管理、個体数管理の方法

- ・ 「人の生活ゾーン」として市街地、集落、農耕地等から概ね 200m の範囲を設定、それ以外を「クマの生息ゾーン」とし、「人の生活ゾーン」に進入・被害発生した場合は、有害捕獲許可に基づき、原則殺処分とする。〔継続〕
- ・ クマ出没等対応基準に基づく段階的対応、錯誤捕獲時の対応等個体の保護管理に必要な措置を図る。〔継続〕
- ・ 狩猟を一部再開する。（狩猟期間は 11 月 15 日から 12 月 14 日までの 30 日間）〔追加〕
- ・ 地域個体群を安定的に維持するため、捕獲上限数を設定する。捕獲上限数に達した場合は狩猟の自粛を要請する。〔追加〕

② 人身被害・農林業被害防止対策

- ・ 入山者への注意喚起、目撃情報のある地域における鈴等の携帯や巡回体制の整備。〔継続〕
- ・ 電気柵・侵入防止柵の設置、緩衝帯の設置、誘因物の除去等。〔継続〕

③ 合意形成

- ・ クマ生息地域における研修会、シンポジウム等の開催により県民の理解・協力が得られるよう合意形成を推進する。〔継続〕

④ 生息環境の整備

- ・ 森林所有者の理解・協力等により、多様な生物の生息に適した森づくりを推進する。〔継続〕

⑤ その他管理のために必要な事項

- ・ 出没・目撃等情報の収集、追跡調査、捕獲個体調査等による生息頭数推定・計画の検証。〔継続〕
- ・ 広域協議会による、個体情報の共有、同一手法のモニタリング調査等を行うとともに、隣接する西中国地域個体群の構成県である島根県、広島県との連携強化。〔継続〕
- ・ クマ出没・目撃等情報に適切に対応できる市町村、県等の人材の確保・育成。〔継続〕

5 今後の予定

令和 4 年 1 月 12 日～2 月 1 日	パブリックコメント実施
2 月	環境審議会鳥獣部会への諮問・答申
3 月	計画策定、公表

「第13次鳥獣保護管理事業計画（案）」の概要

1 目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」（以下「法」という。）第4条第1項に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥取県における鳥獣保護区の指定や捕獲許可等の事業実施に関する基本的な計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を策定する。

2 「鳥獣保護管理事業計画」について

法第3条第1項に基づき、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「国基本指針」という。）に即して、鳥取県における鳥獣の保護及び管理の方向性や鳥獣行政施策の実施に関する事項を定めた計画である。

(1) 計画期間 令和4年度から令和8年度まで（5年間）

(2) 対象区域 県内全域

(3) 計画の主な項目

- ・ 野生鳥獣を巡る現状と鳥獣保護管理事業の推進方針
- ・ 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区の指定等
- ・ 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する方針等
- ・ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可基準の設定等
- ・ 特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域の設定等
- ・ 「第一種特定鳥獣保護計画」、「第二種特定鳥獣管理計画」の作成に関する方針等

対象鳥獣名	防除方法の検討、個体群管理の実施等
イノシシ・ニホンジカ	第二種特定鳥獣管理計画に基づき、関係機関、市町村、農業団体などと連携し、効果的な被害防止対策の普及啓発を行う。また、市街地等周辺における出没に対し、対応方法の周知を行う。 個体群管理は第二種特定計画に基づき実施する。
ツキノワグマ	第二種特定鳥獣管理計画に基づき、地域住民、農林業者、市町村、関係団体等の理解・協力を得ながら、被害防止対策を実施する。人身被害防止のため、遭遇回避方法の普及啓発を行う。 個体群管理は第二種特定計画に基づき実施する。

- ・ 鳥獣の生息状況調査、生態調査、法に基づく諸制度の運用状況調査、有害鳥獣対策調査等
- ・ 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備、行政職員、鳥獣保護管理員、保護管理の担い手育成及び配置、取締り、必要な財源の確保等
- ・ 狩猟の適正管理、傷病鳥獣救護、油等汚染に伴う水鳥の救護、感染症への対応、普及啓発等

3 現行計画からの主な変更点

主な変更点は以下のとおり。国基本指針に則して関係事項を整理。

(1) 捕獲物の処理

豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うこと、外来鳥獣は捕獲後に放獣しないことを指導する旨を追記。

(2) 錯誤捕獲の防止

わなの適正使用の徹底、錯誤捕獲した場合の事前の放獣場所確保、錯誤捕獲の報告など実態に即して明記。

(3) 鳥獣の管理の強化（特定計画）

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成度をモニタリングにより評価し、課題の抽出や改善策の検討を行い、必要に応じて順応的に計画の見直しを行う旨を追記。

(4) 人材の育成及び確保

市街地・集落等に出没する鳥獣への対応のための連絡体制の強化及び人材育成を推進する旨を明記。

(5) 野生鳥獣に由来する感染症対策

野生鳥獣由来の感染症について、情報収集及び野生鳥獣における感染確認検査等を実施することや感染が確認された場合には、関係省庁、周辺都道府県、市町村、団体等と連携・情報共有を行って対応すること、野鳥との接し方に係る住民への情報提供やゴミの放置の防止等、野生動物との接触防止対策の徹底等についても普及啓発を行うこと等を追記。

「鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（案）」の概要

1 計画策定の目的及び背景

イノシシによる農林作物被害は、中山間地域をはじめ、県下の農業生産活動に大きな影響を与えている。こうした現状から、生息数の減少を図り、イノシシによる農林作物被害の軽減と本県の豊かな生物多様性を維持するため、引き続き、計画的に管理を行い、人間との共存を図る。

2 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ

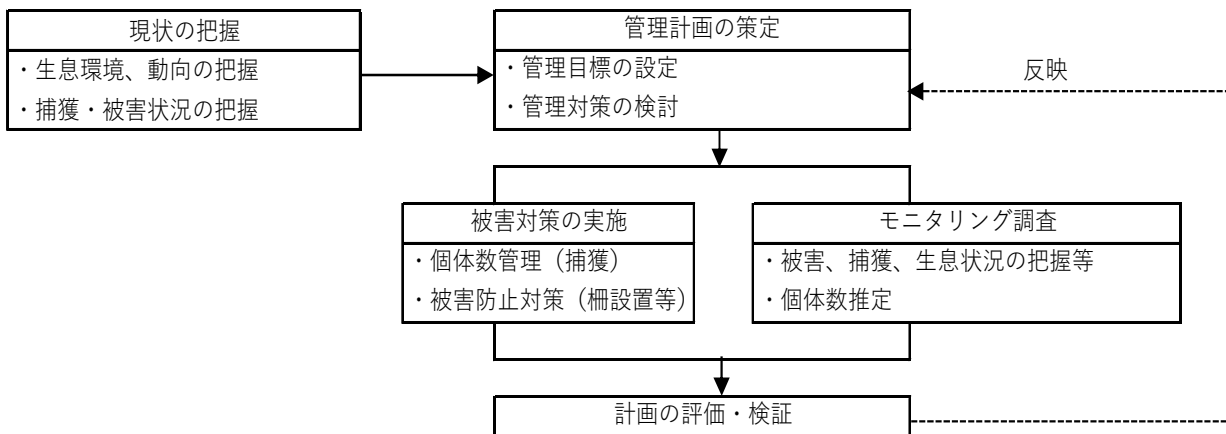
3 計画期間 令和4年度から令和8年度まで（5年間）

4 管理が行われるべき区域 県内全域

5 管理の目標

- 個体数管理によりイノシシ生息数の減少を図る。
 - 生物多様性の確保に加えて狩猟資源として安定的水準を維持できるよう個体数管理を図る。
 - 農林業被害等によるイノシシと人間活動との軋れきの軽減を図る。
- ※ 個体数の管理や被害防除対策を徹底して実施するとともに、生息状況のモニタリング調査の継続的实施により、計画の達成状況の点検、評価を行い、管理計画にフィードバックさせていく。

《管理フロー》



6 数の調整に関する事項

【個体数管理の目標】

- 年間捕獲目標を14,000頭以上とする。

【個体数管理の方法】

- 各種狩猟規制の緩和
 - ・ 狩猟期間の1ヶ月延長（11月15日～2月15日⇒11月1日～2月末）
 - ・ 猟法の禁止の解除（くくりわなの輪の直径12cm以下の制限の解除）
- 狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保
 - ・ 新規狩猟者参入促進補助金による狩猟参入の支援、ハンター養成スクールの開校等
 - ・ 狩猟免許取得に必要な知識・技能を習得するための講習会の実施（講習会、試験は休日開催）
- 個体数管理の推進
 - ・ 個体数を減らす対策への支援（捕獲奨励金の交付等）
 - ・ 鳥獣被害対策実施隊（市町村設置）等の新たな捕獲体制の支援

7 生息地の保護及び整備に関する事項

- イノシシを人里に近寄させない環境づくりの検討

8 その他管理のために必要な事項

- 侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵等）の集団的設置、農地周辺等の緩衝帯の設置
- 被害対策技術の普及・人材育成（イノシシ士との連携）、モデル地区設定・被害防止技術の実証
- 被害評価基準の統一、被害調査を活用した防除指導の実施。
- 野生イノシシ捕獲行為等に伴う豚熱（CSF）ウイルスの拡散防止及び捕獲強化。

「鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（案）」の概要

1 計画策定の目的及び背景

ニホンジカは、農林業生産活動や生態系等に大きな影響を与えており、今後、県東部を中心とする被害が県下全域に拡大することが懸念される。こうした現状から、各方面への影響増加の抑制と軽減を第一に、生息数を減少させ人との軋れきを軽減し互いに共存することを目的として、科学的な調査・知見に基づき計画的な管理を行う。

2 管理すべき鳥獣の種類 ニホンジカ

3 計画期間 令和4年度から令和8年度まで（5年間）

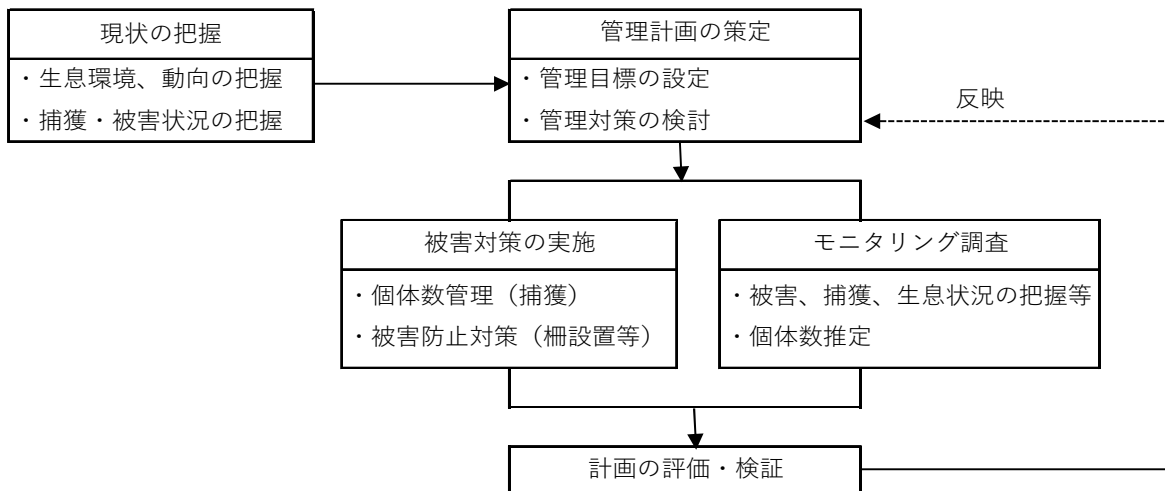
4 管理が行われるべき区域 県内全域

5 管理の目標

- 個体数管理によるシカの個体数の削減と生息域の拡大を抑制する。
- 農林業被害等によるシカと人間活動との軋れきの軽減を図る。
- 森林生態系への影響軽減と、生物多様性の確保を図る。

※個体数の管理や被害防除対策を徹底して実施するとともに、生息状況のモニタリング調査の継続的实施により、計画の達成状況の点検、評価を行い、管理計画にフィードバックさせていく。

《管理フロー》



6 数の調整に関する事項

【個体数管理の目標】

- 年間捕獲目標を14,000頭以上とする。（東部12,500頭、中西部1,500頭）

【個体数管理の方法】

- 各種狩猟規制の緩和
 - ・狩猟期間の1ヶ月延長（11月15日～2月15日⇒1月1日～2月末）
 - ・猟法の禁止の解除（くくりわなの輪の直径12cm以下の制限の解除）
- 狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保
 - ・新規狩猟者参入促進補助金による狩猟参入の支援、ハンター養成スクールの開校等
 - ・狩猟免許取得に必要な知識・技能を習得するための講習会の実施（講習会、試験は休日開催）
- 個体数管理の推進
 - ・広域連携（兵庫県、岡山県）により10月をシカ捕獲強化月間に設定、国交付金を活用した県境奥山の捕獲を強化
 - ・個体数を減らす対策への支援（捕獲奨励金の交付等）
 - ・鳥獣被害対策実施隊（市町村設置）等の新たな捕獲体制の検討

7 生息地の保護及び整備に関する事項

- 皆伐跡地の放置や耕作放棄地の草地化の防止、未収穫作物等の誘引物の除去
- 既存制度を活用した鳥獣保護区の見直し（ニホンジカを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定等）

8 その他管理のために必要な事項

- 集团的、効果的な侵入防止柵の設置促進、低コストで効果的な侵入防止柵の導入
- 各種モニタリング調査の実施、関係機関の連携・合意形成に基づく各種施策の推進

「鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画（案）」の概要

1 計画策定の目的及び背景

ツキノワグマによる人身被害・精神的被害の回避及び農林業被害の軽減を図るとともに、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図ることによって、地域における生物多様性を確保しつつ、人とクマとの棲み分けによる共存を目指す。県境を跨いで移動・分布するツキノワグマは県単位でなく地域個体群単位での保護管理が重要であるため、近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会（京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県）（以下「広域協議会」という。）が策定した近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理指針を踏まえた計画とする。

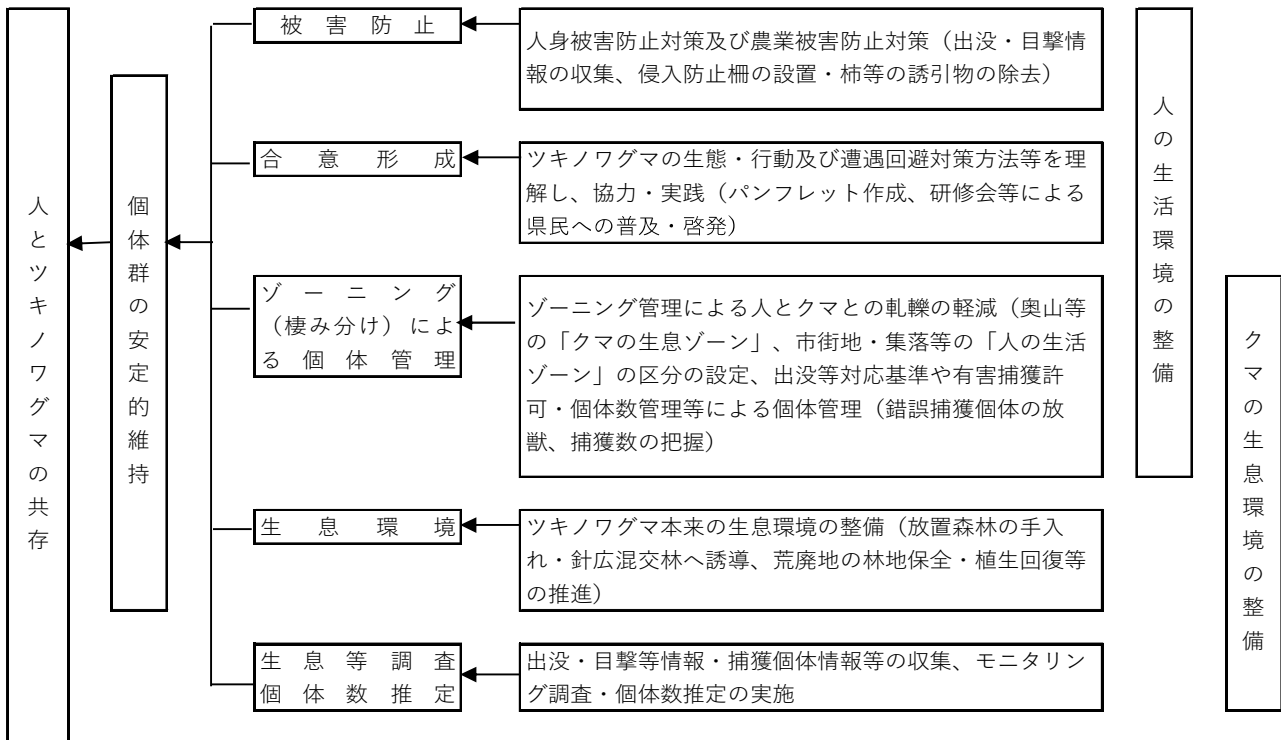
2 管理すべき鳥獣の種類 ツキノワグマ

3 計画の期間 令和4年度から令和8年度まで（5年間）

4 計画の対象区域 県内全域

5 管理の目標

人身被害防止対策や農林業被害防止対策を積極的に推進し、住民の安全と安心の確保を図りながら、クマの生息水準の安定と地域個体群の維持を図る。



6 管理の実施のための方策

(1) ゾーニング管理、個体管理

- 「人の生活ゾーン」として市街地、集落、農耕地等から概ね200mの範囲を設定、それ以外を「クマの生息ゾーン」とし、「人の生活ゾーン」に進入・被害発生した場合は、有害捕獲許可に基づき、原則殺処分とする。
- クマ出没等対応基準に基づく段階的対応、錯誤捕獲時の対応等個体の保護管理に必要な措置を図る。
- 令和3年度には安定存続地域個体群であると推定される状態にあるため、地域個体群を安定的に維持するための捕獲上限数を設定した上で令和4年度から狩猟を一部再開。捕獲上限数に達した場合は狩猟の自粛を要請する。（狩猟期間は11月15日から12月14日までの30日間）

(2) 人身被害・農林業被害防止対策

- 入山者への注意喚起、目撃情報のある地域における鈴等の携帯や巡回体制の整備。
- 電気柵・侵入防止柵の設置、緩衝帯の設置、誘因物の除去等。

(3) 合意形成

- クマ生息地域における研修会、シンポジウム等の開催により県民の理解・協力が得られるよう合意形成を推進する。

(4) 生息環境の整備

- 森林所有者の理解・協力等により、多様な生物の生息に適した森づくりを推進する。

(5) その他管理のために必要な事項

- 出没・目撃等情報の収集、追跡調査、捕獲個体調査等による生息頭数推定・計画の検証。
- 広域協議会による、個体情報の共有、同一手法のモニタリング調査等を行うとともに、隣接する西中国地域個体群の構成県である島根県、広島県との連携強化。
- クマ出没・目撃等情報に適切に対応できる市町村、県等の人材の確保・育成。

鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリストの改訂について

令和4年1月21日
緑豊かな自然課

鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにし、その保護及び自然生態系の保全・再生を図る基礎資料として、「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト」（以下「レッドリスト」という。）を策定しており、前回改訂（平成24年3月）から10年が経過したことから、この度、現在の状況を踏まえてレッドリストの改訂を行ったので報告する。

1 改訂作業の概要

- ・県と有識者による「レッドデータブックとっとり改訂検討会」を令和2年7月に立ち上げ、蓄積された情報を基に現地補足調査と文献調査を行い、レッドリスト掲載種の選定を行った。選定に当たっては100名を超える専門家の方々に協力いただいた。
- ・令和3年3月にレッドリスト改訂案を鳥取県環境審議会に諮問し、同年11月に改訂案の内容が妥当である旨の答申をいただいた。

2 リストの概要

- (1) 掲載種 986種（動物：445種、植物：541種）
（前回の788種（動物341種、植物447種）から198種（動物104種、植物94種）の増加）
- (2) 希少度のランク
環境省の選定方法に準じ、県独自のカテゴリーを加え、有識者の検討結果を基に設定した。
- (3) 種選定の要因
 - ・生息環境の変化により減少した種（里地里山の遷移により、草原が森林化したため植生が変化し、草原性の植物やその植物を利用していた動物等が減少）
 - ・新たに希少性が判明した種（新規発見や既知の種が減少等により希少になったと判断）
 - ・鳥取県の地理的な自然特性等から保護上重要度の高い種（キャラボク、カジカガエル等）
- (4) 選定種の例
 - ①絶滅判定
 - ・相当期間において生息・生育が確認できなかった種（ウスイロヒョウモンモドキ（野生絶滅）等）
 - ②前回より改善
 - ・新たに定着が確認、新たに生育地が発見された種（コウノトリ、コガタノゲンゴロウ等）
 - ③前回から悪化
 - ・生息環境の変化により減少し、希少性が認められた種（イソスミレ等）
 - ④リストから除外
 - ・調査により比較的安定した生息が判明した種（ツキノワグマ（生息頭数の増加）等）、県外からの移入が判明した種（オヤニラミ）等



ウスイロヒョウモンモドキ



オヤニラミ

（出典：レッドデータブックとっとり改訂版）

3 今後の予定

- ・代表的な種の解説を記載した「レッドデータブックとっとり第3版」を発行し、教育機関での教材、開発行為時の環境保全のための参考資料等として活用していただく。
- ・次期鳥獣保護管理事業計画等へ反映する。(生息数が安定数に達したツキノワグマは、保護計画から管理計画への変更)
- ・鳥取県希少野生生物の保護に関する条例に基づく「希少野生動植物」(絶滅危惧Ⅱ類以上の種)及び「特定希少野生動植物」(野生絶滅、絶滅危惧Ⅰ類から選定)の見直しを検討する。
(特定希少野生動植物等の見直しスケジュール(案))

令和4年1月24日	環境審議会自然保護部会実施(意見聴取)
1月下旬から2月上旬	環境審議会全体会実施 (特定希少野生動植物を諮問、希少野生動植物は報告)
2月中旬	環境審議会答申
2月下旬から3月下旬	条例に定める30日間の特定希少野生動植物に係る意見聴取の公告(希少野生動植物は公表のみ)
3月末	公告の意見への対応
6月以降	6月議会に提案

(参考)

・分類群一覧

分類群		名称
動物	8分類群	①哺乳類、②鳥類、③両生類・爬虫類、④淡水魚、⑤昆虫類、⑥陸生甲殻類等、⑦陸産・淡水産貝類、⑧その他無脊椎動物
植物	5分類群	①菌類、②非維管束植物(地衣類)、③非維管束植物(車軸藻類)、④非維管束植物(コケ植物)、⑤維管束植物(シダ植物、種子植物)

・カテゴリー(希少度のランク)一覧

カテゴリー(略号)	基本概念
絶滅(EX)	鳥取県では既に絶滅したと考えられる種。
野生絶滅(EW)	野生では絶滅し、栽培下でのみ存続している種。
絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	現状をもたらした圧迫要因が引き続き作用すると、野生での存続が困難な種。
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧(NT)	現時点での絶滅危険度が小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。
その他の保護上重要な種(OT)	鳥取県の地理的な自然特性等から保護上重要度の高い種。

オミクロン株の急拡大に係る飲食店・イベントの感染防止対策の徹底について

令和4年1月21日
くらしの安心推進課

県内全域への新型コロナ警報の「警報」発令(1/7～)及び米子市・境港市・西伯郡への「特別警報」発令(1/18～)を受け、感染防止対策の徹底を図るため、県内繁華街の飲食店の緊急巡回点検及び多人数の集まるイベント等を対象に感染防止安全計画の提出を求め、事前点検を行っているので、概要を報告する。

1 飲食店の緊急巡回点検

- ・1月を飲食店の重点監視期間とし、1月11日から17日まで県内繁華街の飲食店の緊急巡回点検を実施し、感染防止対策の徹底を改めて呼びかけた。(不在店舗にはチラシのポスティングにより注意喚起)
- ・繁華街エリアを除く飲食店には、感染防止対策を徹底するよう文書により通知した。
- ・米子市・境港市・西伯郡への特別警報発令を受け、1月20日、21日に県と米子市が合同で、改めて飲食店の緊急巡回点検を実施し、感染防止対策の徹底を呼びかけている。

<点検項目>

会話時のマスク着用、フィジカルディスタンスの確保、換気の徹底、手指消毒 等

<1/11～17の点検結果>

- ・1,362店を巡回し、不在等を除く500店の点検を実施した。
- ・新型コロナ安心対策認証店(以下「認証店」という。)では、手指消毒、検温、パーティション設置等が概ね適切に実施されている。
- ・マスク会食が守られていない飲食店があり、チラシにより店主から呼びかけるよう依頼した。

【緊急巡回点検の実施状況】

地 区	1/11	1/12	1/13	1/14	1/17	計
鳥取市弥生町周辺エリア	250店	177店	—	141店	—	568店
倉吉市上井町エリア	102店	54店	8店	8店	—	172店
米子市朝日町周辺、駅前エリア	206店	172店	—	172店	72店	622店
計	558店	403店	8店	321店	72店	1,362店

2 1,000名以上(1/18～100名以上に引き下げ)又はライブ演奏を伴うイベントの事前点検等

- ・イベントの主催者に感染防止安全計画の提出を求め、感染防止対策の事前点検を実施している。
- ・米子市・境港市・西伯郡への特別警報発令を受け、感染防止安全計画の届出対象を1,000名以上から100名以上に引き下げ、事前点検を実施して感染防止対策の徹底を図る。

【1/6～3/31までに開催予定のイベント(1,000名以上)】 ※今後、100名以上のイベントを対象

地 区	適用日	対象イベント	計画提出済	点検実施済
東 部	1/22～	5	3	1
中 部	1/25～	2	0	1
西 部	1/20～	4	3	1

3 認証店の定期巡回点検の実施状況

- ・令和3年11月22日からダスキン鳥取株式会社に認証店の巡回点検を委託し、年末までに408店を点検した。
- ・感染防止対策の不備が確認された店舗数は3店で、内容はフィジカルディスタンスの不足3件、従業員の感染防止対策の不徹底1件となっている。(一般飲食店3店、スナック・ラウンジ0店)

【定期巡回点検の実施状況】

区 分	東 部	中 部	西 部	計
一般飲食店	229店	67店	77店	373店
スナック・ラウンジ	25店	10店	0店	35店
計	254店	77店	77店	408店

(参考) 認証店の状況 (令和4年1月17日時点) 飲食店2,245件、飲食店以外722件 合計2,967件

4 飲食店におけるワクチン・検査パッケージ制度の活用

飲食店におけるワクチン・検査パッケージ制度の活用に向け、利用店登録の準備を進めていたが、全国知事会による制度見直しの要望及び全国の感染拡大状況を踏まえ、準備作業を保留している。

<ワクチン・検査パッケージ制度>

- ・ワクチン接種歴等の結果を活用し、飲食店等における行動制限の緩和を可能とする制度。
- ・第三者認証を受けた飲食店は、利用登録を行うことにより、感染拡大に伴う行動制限時において、利用者の人数制限(4名)を緩和することが可能。
- ・登録の対象は、飲食店又は飲食店許可を受けていないカラオケ店(いずれも認証店に限る)。

通学路の安全確保対策に係る意見収集結果について

令和4年1月21日
くらしの安心推進課

千葉県八街市の交通事故を踏まえ、通学路の安全確保対策の強化を図るため、職業ドライバーの意見を収集するとともに、県政参画電子アンケートを実施したので、結果を報告する。

1 意見募集期間等

- (1) 募集期間 令和3年10月15日(金)から10月24日(日)まで(10日間)
- (2) 応募方法 とっとり電子申請サービス
- (3) 募集内容 通学路の危険箇所及び安全確保対策(第11次鳥取県交通安全計画(案))について

2 意見総数

- (1) 職業ドライバー(トラック、タクシー運転手) 回答数18件(対象事業者数:332事業者)
 - ア ドライバー業務の中で危険と感じている箇所 16箇所(うち重複1箇所)
 - イ 通学路の安全確保対策に係る意見 2件
- (2) 県政参画電子アンケート会員 回答数106件(会員数:681名)
 - ア 登下校中の児童(生徒)に対して危険と感じている箇所 94箇所(うち重複9箇所)
 - イ 通学路の安全確保対策に係る意見 12件(うち計画(案)盛り込み済 11件)

3 アンケート結果の活用

(1) 危険箇所の対応方針

区分	箇所数(※)	対応方針
危険箇所が明確で、かつ県が危険箇所として把握している箇所	16箇所	既に対策実施担当機関(学校・教育委員会、道路管理者、警察)が対策を実施中
危険箇所が明確ではあるが、県が危険箇所として把握していない箇所	84箇所	県教育委員会から各市町村教育委員会に情報提供し、交通安全指導の徹底及び危険箇所として合同点検し、必要な対策を講じる。

※ 箇所数は、職業ドライバー、県政参画電子アンケートで重複する10箇所を除く。

(2) 通学路の安全確保対策(第11次鳥取県交通安全計画(案))に係る主な意見と対応方針

主な意見	対応方針
通学時間帯の通行規制を設けるべき。	<計画(案)に反映> 子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、 <u>歩道整備の推進や通行規制など</u> 、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。
通学路近辺の会社・工場等への納品は、通学時間帯を除くよう働きかけてはどうか。	<計画(案)に反映> 各事業所の安全運転管理者に対しては、遺漏なく法定講習に参加させるなどして、事業所における積極的な交通安全教育など自主的な安全運転管理の活発化を図る。また、地域における交通安全に関する活動への参加、 <u>通学時間帯の通行を控えるなど通学路における子どもの安全確保のための配慮に努めるよう働きかけを行う。</u>
危険箇所については、事故が起ってからでは遅いので、早めの整備をお願いしたい。	<計画(案)に反映> 道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を <u>緊急性に応じて早急に講じる。</u>
子どもたちに騒いだり、ふざけたりしないよう、命の危険があることをしっかり教育していくことなど(ソフト対策に関するもの:6件)	<計画(案)に盛り込み済> 年齢等の段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、安全に道路を通行するために必要な技能と知識の習得及びその必要性についての理解が深まるよう努める。
車道の幅が狭く歩道の設置が困難な場合、ガードレール等の設置など(ハード対策に関するもの:5件)	<計画(案)に盛り込み済> 通学路の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の整備の拡充を図る。

4 第11次鳥取県交通安全計画策定のスケジュール(予定)

- 令和4年1月 鳥取県交通安全対策会議による審議
- 2月 計画の策定及び公表

消費生活相談体制（令和4年度～）の見直しについて

令和4年1月21日
消費生活センター

消費生活相談業務委託の更新（令和4～8年度）に当たり、消費生活トラブルの内容の複雑化や高齢化社会の進展に適切に対応するため、県内の消費生活相談体制の強化・充実を検討しているため、その概要を報告する。

1 消費生活相談体制の見直し方針

- 消費生活相談は、これまで県消費生活センター（以下「県センター」という。）と各市町村消費生活センター窓口（以下「市町村窓口」という。）が並行して対応しているが、令和4年度から原則として住民に身近な市町村窓口が受け付ける。
- 県センターは、高度な専門性または広域的な見地を要する相談の対応及び閉庁日の相談対応を含む市町村の相談対応の支援を主とする体制に移行する。
- 県センターは、各市町村窓口とタブレット端末等によりオンラインで相談情報を共有するとともに、市町村窓口で対応困難な相談事案をオンラインで支援し、即時対応できる体制を整える。

2 令和4年度以降の県センターの体制（案）

	開所日	現行	令和4年度新体制（案）
東部消費生活相談室	週5日（月～金）	相談員2名	相談員2名（うち1名は概ね週2日勤務）
中部消費生活相談室	週5日（火～土）	相談員1名	相談員1名
西部消費生活相談室	週7日（日～土）	相談員2名	相談員2名

3 体制見直しのポイント

（1）市町村における消費生活相談体制の強化、充実

- 住民に身近な市町村役場で消費生活相談が受けられ、必要に応じて介護、見守りなどの福祉施策と連携した問題解決につなげられる体制を整備することで、県内の消費生活相談体制の充実を図る。
- 市町村窓口 nationwide 消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）を導入するとともに、タブレット端末を配備して、相談事例等の情報を共有し、市町村が対応困難な事案は県センターがオンラインで相談対応を支援し、できるだけ早く解決する体制を整備する。

（2）消費生活相談における県と市町村の役割の明確化

- 消費者安全法が定める役割分担に基づき消費者からの相談は市町村が原則として対応する。
- 県センターは、高度、複雑、広域的な見地を要する相談について市町村を支援する。

【県が担う役割】

- ①市町村からの対処法相談への助言、市町村での対処が困難な事案の引継処理などの技術的支援
- ②市町村窓口の混雑時や閉庁日の相談対応
- ③全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）の操作支援、市町村職員の技能向上研修の実施

4 消費生活審議会における意見

令和3年10月に消費生活審議会へ相談体制の見直し方針について諮問し、適当と認める旨の答申があった。

【審議会からの意見】

- 市町村は、相談者が安心して相談できるようプライバシーの保護に配慮されたい。
- 県内の消費生活相談体制を安定的に維持できるよう人材確保又は人材養成のための対策を検討されたい。

5 消費生活相談の市町村への一元化に伴う対応

- 住民からの相談を市町村窓口で円滑に誘導できるよう、最寄りの市町村窓口で自動でつながる全国共通の「消費者ホットライン188」を県政だより、市町村公報、新聞広告等で広く周知する。
※消費者ホットライン188は、全国共通の消費生活相談の電話番号で、最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口につながる。本県では、平日は市町村窓口につながり、市町村窓口混雑時・閉庁日は県の西部消費生活相談室につながるよう設定されている。
- 県センターに相談者が来所された場合は相談を受け付け、継続対応が必要な事案は市町村窓口と連携した相談対応を行う。

6 今後のスケジュール（案）

- 令和4年2月 消費生活相談業務委託関係予算（債務負担）の2月議会提案
3月 契約
4月～ 新体制による相談業務の周知・広報、委託開始

【参考】県及び市町村の消費生活相談体制（現状）

区分	市町村窓口	市町村の体制	県の体制
東部	鳥取市	◎鳥取市消費生活センター ・週5日（月～金）開所 ・直営相談員3名	◎東部消費生活相談室（県庁第2庁舎） ・週5日（月～金）開所 ・委託相談員2名 ◎中部消費生活相談室（倉吉交流プラザ） ・週5日（火～土）開所 ・委託相談員1名
	岩美町・若桜町 八頭町・智頭町	各町消費生活相談窓口 ・週5日（月～金）開所 ・週1日：委託相談員 その他の日：行政職員	
中部	中部ふるさと 広域連合 （1市4町）	◎中部消費生活センター ・週5日（火～土）開所・月は電話相談 ・委託相談員1名（常時）	
西部	米子市	◎米子市消費生活相談室 ・週5日（月～金）開所 ・直営相談員4名（現員3名）	◎西部消費生活相談室 （米子コンベンションセンター） ・毎日（月～日）開所 ・委託相談員2名
	境港市	◎境港市消費生活相談室 ・週5日（月～金）開所 ・直営相談員1名	
	伯耆町	消費生活相談窓口 ・週5日（月～金）開所 ・行政職員	
	日吉津村・大山 町・南部町	各町村消費生活相談窓口 ・週5日（月～金）開所 ・月1日：委託相談員 その他の日：行政職員	
	日南町・日野町 江府町	各町消費生活相談窓口 ・週5日（月～金）開所 ・3週間おきに1日：委託相談員 その他の日：行政職員	

※表中「◎」は、消費者安全法に定める「消費生活センター」要件を満たす消費生活センター
（法第10条及び施行令の要件：消費生活相談員（有資格者）の配置、PIO-NETの配備、週4日以上の開所）

鳥取県持続可能な住生活環境基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年1月21日
住まいまちづくり課

鳥取県持続可能な住生活環境基本計画（案）に係るパブリックコメント及び県民参画電子アンケートを実施したので、その結果を報告する。

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 令和3年12月6日（月）から20日（月）まで（15日間）

(2) 意見総数 12件（5名）

(3) 主な意見と対応方針

- ・脱炭素社会に向けた住まいづくりを大きく前面に出したこともあり、意見のほとんどは住宅の省エネ化に関するものであった。
- ・2030年までに新築住宅ではとっとり健康省エネ住宅基準『NE-ST』を標準化することに反対意見は無かった。
- ・県独自のとっとり健康省エネ住宅改修基準『Re NE-ST』について概ね賛同されたが、全面改修の資力がない世帯も多いので相談窓口を設置して、部分的な改修も含めて進めていく必要があるとの意見があった。

<対応の区分> 盛込済 (◎) 一部盛込済 (○) 今後検討 (△) その他 (－)

項目	意見の内容	対応方針	対応
省エネ	単に住宅のことだけではなく、健康維持、費用の支援、地域等多岐に渡った計画案となっておりとても良い。また、素晴らしい制度であるのとっとり健康省エネ住宅『NE-ST』を多くの人に周知することも大切だと思う。	とっとり健康省エネ住宅『NE-ST』の普及に向け、様々な広報ツールを活用し、更なる情報発信に努める。	◎
省エネ	自宅は数年前に建てられたものだが断熱性能が低い。家族はとっとり健康省エネ住宅『NE-ST』の存在を知らないだけでなく、断熱のための工事についても消極的であるため、工事費の助成を充実して欲しい。	既存住宅を健康省エネ住宅に改修する場合の基準を策定するとともに、普及に向けた支援のあり方を検討する。	◎
省エネ	“高気密化”が本当に良いのか疑問。新型コロナウイルス感染症対策では医療関係者や行政から窓開け換気が指導されている。高気密住宅は、最少換気量で省エネ化を図る考えに基づいているので、健康のための望ましい換気量とはなっていない。	気密性が低い住宅は、隙間から空気が入りし、汚れた空気を適切に排気することができないため、適切な換気量の換気設備を設けるとともに、気密性を確保する必要がある。	－
省エネ	“高気密・高断熱住宅”は、断熱材と防湿層の多用による密閉的構造のため、被災した住宅の修繕に膨大な費用がかかる。住宅の使い捨てに繋がらないか。	高気密、高断熱住宅では、気密層が破損しないよう地震による被害を軽減することが重要であるため、耐震性を十分確保する必要があることを啓発していく。	－
省エネ	基本目標4の持続可能な居住環境の実現では耐震化や災害対策が記載されているが、とっとり健康省エネ住宅『NE-ST』の「健康を守る住まいづくり」や「ヒートショック予防」の取組を『住み慣れた家で最期まで健康に暮らせるための取組の検討』という形でもう一つ柱を入れられないか。	基本目標4は「災害や犯罪に強い安心して暮らせる地域の実現」であるため、健康省エネ住宅については原案のとおり基本目標1とし、住み慣れた家で最期まで健康に暮らせることも取組の目的として記載とする。	－
省エネ	2030年のとっとり健康省エネ住宅『NE-ST』標準化に向けて、工務店や下請業者で技術が共有されていく必要がある。	とっとり健康省エネ住宅『NE-ST』の標準化に向け、工務店やその下請け業者まで技術を共有できるよう断熱材の種類に応じた設計施工ガイドライン等の作成に取り組む。	◎
県産材活用	県産材の活用は、地域経済の活性化にも資する取組だが、国際基準『HWP』基準では、材木利用で二酸化炭素吸収を評価するには、計画的に管理が行われている森で切り出された製材のみが対象であり、全ての木材が二酸化炭素吸収効果があるとみなされるわけではないことを踏まえる必要がある。	県内における木材の伐採は、事業者が策定する森林経営計画に基づいて行われており、日本では「計画的に管理が行われている森」に該当することとして、二酸化炭素の吸収量として算入することとされている。	－

項目	意見の内容	対応方針	対応
公営住宅	公営住宅の高性能化・長寿命化が、新築の補助金誘導以上に重要と考える。省エネかつ長期的な維持保全ができる住宅の整備は、社会保障、地域内への富の保全という点でも有効。	鳥取県営住宅整備基準において、県営住宅の新築及び改修の際の省エネ基準を強化するよう改定を予定している。	◎
資産価値	居住誘導・制限や増え続ける住宅ストックを制限するための新築に対する規制などを通じて、不動産の価値が落ちにくい仕組みづくりに取り組むことを希望する。	一定数は新築により性能向上を図る必要があるが、空き家の増加が深刻化する中で、既存活用を進めることは重要であり、既存改修に対する支援策を組み合わせてながら中古住宅の価値向上を図っていく。	○
資産価値	ストックの価値は、建築物の性能だけでなくインフラや立地で評価される。補助金による住宅投資誘導だけでなく、それを守るために行政側ができる手段もセットで考えてもらいたい。	住宅単体だけでなく、地域など面的な施策が重要であり、災害に強い地域づくり等に向けた取組の更なる充実を図っていく。	◎
既存改修	従来のリフォーム工事は水回りや外壁改修が主であり、耐震や断熱改修などは工事費が高く、取り組む家庭は少ない。ヒートショックにならないよう、居住・水回りスペースを断熱区画したゾーン改修のルールを設定し、認定してはどうか。	居間、日常の生活空間のみを断熱化するゾーン改修は、住宅全体の性能向上にはならないため、認定まで考えてないが、住宅全体の省エネ改修に比べ安価であり、有効な手法であるため、ゾーン改修のルールを設定し、研修会で周知するとともに国の支援制度を活用しながら普及を図っていく。	○
既存改修	断熱と耐震をセットで進めるのであれば、モデル地区の町づくりを進めてはどうか。人口減少・高齢化対策の面からも町の機能アップ・健康寿命アップは必要であり、関連施策を希望する。	耐震改修に併せて省エネ改修を行うことは経済的であるため、普及啓発を行う。また、健康省エネ住宅による健康の維持・増進や効果について、医療関係者や福祉団体への周知を図り、市町村と連携して普及を図っていく。	○

2 県政参画電子アンケートの概要

- (1) 実施期間 令和3年12月6日(月)から20日(月)まで ※パブリックコメントと同じ期間
(2) 回答数 468名(回答率 64.9%)
(3) アンケート趣旨

今回の計画案は、2050年脱炭素社会の実現を見据え、持続可能な住生活環境の形成に向けた施策を定める計画としており、電子アンケートは省エネ関連の項目を中心に行った。

(4) アンケート結果の概要

- 断熱性能の低い住宅ではヒートショックのリスクが高まることは8割以上が知っている。
- 現在住んでいる住宅の寝室や浴室、脱衣所、トイレを8割以上が寒いと感じている。
- 県が取り組む健康省エネ住宅を知っていたのは1割であり、更なる周知が必要である。
- 県内の住宅の74%は断熱性能が著しく低いという現状に対し、5割以上が早急に対策を行うべきとの回答であった。
- 県独自のとっとり健康省エネ住宅改修基準(案)は3割以上が「十分」と回答した反面、6割が「よく分からない」と回答しており、わかりやすい方法で周知する必要がある。
- 断熱改修の意向がある方は4割あり、そのうち7割は300万円以下で可能な窓などの部分的な改修を希望している。
- 断熱改修の普及に必要な取組に係る記述式設問では、補助制度の創設を求めるものが最も多く、次いでメリットの周知や低コストの改修事例紹介、相談窓口の設置などが挙げられた。

(5) 意見への対応

普及に向けた具体的な取組として以下の内容について計画に追記する。

- 県庁及び県地方機関に設置している住宅相談窓口についてさらなる周知を図る。
- 断熱改修事例の紹介、低コストな断熱改修工法の情報発信を行う。
- 住宅全体を断熱化する全面改修だけでなく、窓など部分的な改修も併せて普及啓発する。

3 今後の予定

- 令和4年1月下旬 パブリックコメントの実施結果を県ホームページで公表
2月中旬 外部有識者による7回目の検討委員会を開催
3月上旬 計画公表

大阪市北区で発生した火災を受けた緊急点検の実施状況について

令和4年1月21日
消防防災課・住まいまちづくり課

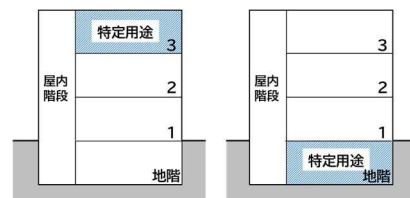
令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災により多数の犠牲者が出たことから、当該ビルと同様に避難に使用する屋内階段が一つしかない施設を対象に緊急点検を各消防局及び建築部局が合同で実施しているため、点検状況を報告する。

1 緊急点検の実施状況

(1) 点検対象施設

地階若しくは3階以上の部分に特定用途（※）があり、かつ避難に使用する屋内階段が一つしかない防火対象物（消防法施行令に規定する特定一階段等防火対象物）

※特定用途とは、劇場、映画館、カラオケボックス、飲食店、物品販売店、ホテル、病院、幼稚園、老人福祉センター、地下街等
<対象数> 78施設（休止中の施設を除く。）



特定一階段等防火対象物

(2) 実施機関等

- ・消防局：東部・中部・西部消防局
- ・建築部局：建築基準法の特定行政庁（県、鳥取市、米子市、倉吉市）
- ・実施期間：令和3年12月20日（月）～（継続実施中）

(3) 点検項目

所有者等に立会を求め、消防法、建築基準法に基づく設備の設置及び維持管理等の状況を点検

消防法	防火管理、消防用設備、避難経路、防火戸
建築基準法	排煙設備、非常用照明設備、避難経路、防火戸

(4) 点検結果

- ・点検済施設数 77施設（98.7%）で点検済み（残り1施設は所有者等と日程調整中）
- ・不備がなかったもの 33施設（42.9%）
- ・不備を指摘したもの 44施設（57.1%）（全て是正指導済み）
- ・消防法、建築基準法に基づく設備の未設置等の重大な法令違反はなかった。

<点検内容>

（単位：施設）

区 域	点検済施設数	不備なし	消防法における不備				建築基準法における不備		今後点検予定
			防火管理	消防用設備	避難経路	防火戸	排煙設備	非常用照明設備	
鳥取市	31	13	14	7	4	3	0	5	—
米子市	22	10	4	0	2	2	1	11	1
倉吉市	6	1	5	5	0	0	1	4	—
岩美郡	5	2	1	1	1	0	1	2	—
東伯郡	4	2	2	2	0	0	0	0	—
西伯郡	7	5	0	0	0	1	0	2	—
日野郡	2	0	0	0	0	0	1	2	—
合 計	77	33	26	15	7	6	4	26	1

※不備事項の該当数には重複あり。境港市、八頭郡には点検対象施設なし。

避難経路、防火戸の不備は、消防法と建築基準法で件数が重複するため、消防法で件数を計上している。

<指摘内容>

法区分	点検項目	不備内容
消防法	防火管理	消防訓練の未実施、防火管理者の未選任
	消防用設備	設備点検の未実施、設備の機能不良
	避難経路	避難に支障となる場所に障害物の存置
	防火戸	閉鎖に支障となる場所に障害物の存置
建築基準法	排煙設備	排煙窓の故障等により開閉が困難
	非常用照明設備	電球・バッテリー切れで点灯しない

2 今後の対応

是正指導を行った不備については、所管消防局と特定行政庁により是正完了を確認していく。

※参考【大阪市北区で発生したビル火災の概要】 大阪市報道発表資料 令和4年1月4日（火）

○覚知日時：令和3年12月17日（金） 午前10時18分

○発生場所：大阪市北区曽根崎新地1-3-17 堂島北ビル4階（地上8階建て、延べ面積700㎡、焼損面積25㎡）

○人的被害：死傷者28名（うち死者26名、被疑者1名含む）

○出火原因：調査中（大阪府警察本部が放火の疑いで捜査中）

鳥取県福祉のまちづくり条例の改正に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年1月21日
住まいまちづくり課
福祉保健課

鳥取県福祉のまちづくり条例の見直しに当たり、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施したので、結果を報告する。

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 令和3年12月6日(月)から12月20日(月)まで(15日間)

(2) 意見総数 19件(提出者6名)

(3) 主な意見と対応方針

- ・ バリアフリー整備を義務付ける建築物の床面積を引き下げ、バリアフリー整備基準を拡充する条例改正案について反対する意見はなかった。
- ・ 弱視者への配慮基準を新たに設けたことに対して謝意があったほか、弱視者が建築物を利用するに当たり不便に感じる内容について意見があった。
- ・ 高齢者、障がい者への配慮だけでなく、性の多様性に配慮した整備も必要という意見があった。

【主な意見】

<対応の区分>盛込済(◎) 一部盛込済(○) 今後検討(△) その他(ー)

主な意見	対応案	対応
視覚障がい者が全て全盲者ではなく、弱視者が多いことを知っていただく機会にもなることから、「弱視者に配慮する整備基準の追加」することを高く評価する。	視覚障がい者の約7割と言われている弱視者が使いやすい建築物の整備が進むよう、弱視者に配慮した整備基準を新たに設けることにしている。	◎
エレベーターの停止、ドアの開閉、上下階への移動を音声で知らせるべき。	条例では、エレベーターの停止、ドアの開閉、上下階への移動を音声で案内する装置の設置を既に義務付けている。	◎
エレベーターに手すりを取り付けること。また、エレベーターの床は、濃淡の少ない暗色とはせずに弱視者が容易に床とわかるようにすること。	条例では、エレベーター内に手すりの設置を既に義務付けている。エレベーターの床は、弱視者が床と壁との違いが認識できる配色とすることを施設整備マニュアルで示すことにしている。	○
弱視者が増えているので、少なくともトイレまでは点字ブロックや音声誘導を整備していただきたい。	条例では、点字ブロックは、案内施設まで敷設するようにしており、トイレ等への誘導は、施設管理者等に対応してもらうこととしている。	△
「多機能トイレ」「多目的トイレ」等という表現を使用することがあるが、国土交通省では誰でも利用できると思われるような名称を避けるようにしており、真に必要な人が利用できるような名称にするべきではないか。	国土交通省は、令和3年にトイレの適正利用を推進するため多機能化した車いす使用者用トイレの名称を従来の「多機能トイレ」から「バリアフリートイレ」に変更している。県でも施設整備マニュアル等において表記を「バリアフリートイレ」に改め、啓発を図っていく。	ー
国土交通省では性の多様性について配慮が必要としている。公共施設や教育施設等において、トイレや更衣室において、困難を抱える方もいるので、こうした配慮について本条例で促すべきではないか。	条例改正案では、性の多様性への配慮については盛り込んでいないが、施設整備マニュアルにおいて、性の多様性に配慮したトイレや更衣室の配置について参考例を示すことにしている。	△
公衆トイレの洋式化を進めること。	民間の公衆トイレには、福祉のまちづくり推進事業補助金等により、洋式便器への改修費用の一部を市町村と協調して支援し、洋式化に取り組んでいる。また、公共の公衆トイレについては各施設管理者に洋式化の推進を働きかけていく。	ー

2 県政参画電子アンケートの概要

(1) 実施期間 令和3年12月6日(月)から12月20日(月)まで ※パブリックコメントと同じ期間

(2) 回答数 475名(回答率 65.9%)

(3) アンケートの概要

- 平成20年の条例改正で建築物のバリアフリー化を義務付けたことにより、バリアフリー化が進んでいるという意見が約6割あった。
- バリアフリー化が不十分なために利用者が困っているのを見たことがあるとの回答が3割あった。

項目	回答		
施設のバリアフリー化が進んでいると感じているか。	進んでいる 57.9%	変わらない 31.8%	分からない 10.3%
施設のバリアフリー化が不十分で利用者が困っているのを見たことはあるか。	ある 30.7%	ない 67.6%	その他 1.7%
健常者がバリアフリー(多目的)トイレを利用するのはどうか。	避けるべき 31.6%	問題ない 57.2%	分からない 11.2%

3 今後の予定

令和4年2月 条例改正案を2月定例県議会に提案
10月1日 改正条例の施行